

事務連絡
平成31年3月29日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年3月29日）等の送付

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年3月29日）等を送付いたしますので、各自治体におかれましては、内容を御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【送付資料】

- ① 障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成31年3月29日）（別紙）
- ② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別添1・2）

※ 留意点

別添1については、2019年4月より適用する。

別添2については、2019年度障害福祉サービス等報酬改定において新たに創設した加算及び見直した加算に係る様式のみ送付しており、2019年10月より適用する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（代表）

【別紙QA問1、別添1】福祉サービス係（内線3091）

【別紙QA問2・3】地域移行支援係（内線3045）

【別紙QA問4】障害児支援係（内線3102、3037）

【別添2】評価・基準係（内線3036）

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。 等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

なお、今般のQ&Aについては、今後以下の「手引き」においても盛り込むことを予定している。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172号)(身体拘束等の禁止)

第 48 条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 171 号）」にも同様の規定あり。

○ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（平成 30 年 6 月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211202.pdf>

○ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（平成 30 年 6 月）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000211204.pdf>

（利用期間）

問 2 自立生活援助の標準利用期間（1 年）を超えて更新を認める要件は何か。
また、利用期間の終了後に、再度自立生活援助が必要と認められた場合には、支給決定を行う事は可能か。

（答）

自立生活援助は、標準利用期間を 1 年としているが、市町村の審査会においてその必要性が認められた場合には、更新可能としている。必要性の判断については、個々の利用者の状況等に応じてなされることとなるため、一律に示すことはできないが、例えば、支給決定時の状況と現状の比較や、個別支援計画の進捗等を確認いただきたい。

なお、自立生活援助は、上記のとおり利用者の状況に応じてその必要性を判断するものであるため、一度サービスの利用が終了しても、再度支給決定することが可能である。

(従業者の欠勤)

問3 平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）の送付について」の問6（以下、「当該Q&A」という。）において、職員が病欠等により出勤していない場合の取扱いが示されており、常勤職員については、病欠等で欠勤した場合であっても常勤として勤務したものであるとして常勤換算に含めることができるとされている。

この点、共同生活援助事業所においては、勤務時間が同一であっても、夜勤の有無によって基準省令上の常勤・非常勤を区分し、欠勤の際に異なる取扱いをすべきか。

(答)

共同生活援助事業所において、当該事業所における勤務時間の合計（夜勤等を含む）が、事業所の定める常勤の従業者が勤務すべき時間に達している従業者については、当該Q&Aで示している常勤職員に対する取扱いと同様の取扱いをして差し支えない。

なお、本Q&Aは基準省令における「常勤」の取扱いを変更するものではないことを申し添える。

【参考】

○ 平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A VOL. 2」

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。

(答)

非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、ほかの日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものであるとして常勤換算に含めることができる。（以下、略）

(看護職員加配加算)

問4 看護職員等加配加算の要件である医療的ケア児が急きょ欠席した場合、利用延べ児童数の算出に当たり欠席日を差し引く必要があるか。

(答)

医療的ケア児の利用延べ児童数は、原則として障害児の実際のサービス利用日のみを計上するが、状態が急変しやすい医療的ケア児特有の事情を鑑み、障害児支援利用計画及び個別支援計画においてサービス利用を予定していた医療的ケア児が、状態の急変や感染症の罹患等のやむを得ない理由により急遽利用を中止したことにより、当初想定されていた延べ利用児童数の要件が満たせなくなった場合には、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）の判断により、当該欠席日を利用日として数える等、適切な方法により障害児の数を推定しても差し支えない。

平成 年 月 日

重度障害者支援加算(Ⅱ)に関する届出書

事業所・施設の名称		
1 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
2 配置状況	1 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 配置 (行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む) 2 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 配置 (重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む)	
3 配置人数	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">人</td></tr></table> ※ 指定基準上の人員と人員配置体制加算により配置される人員に加え、基礎研修修了者を配置する必要があることに留意すること。	人
人		

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「配置人数」には常勤換算方法による研修修了者数を記載してください。
- 3 実践研修・基礎研修共に、研修修了者については修了証の写しを添付すること。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
各サービス共通					地域区分 1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアアパス区分 (※3)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	
重度訪問介護					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアアパス区分 (※3)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
同行介護					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアアパス区分 (※3)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
給付費 生活介護		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	II型(2:1) 2. III型(2.5:1) 3. IV型(3:1) 4. V型(3.5:1) 5. VI型(4:1) 6. VII型(4.5:1) 7. VIII型(5:1) 8. IX型(5.5:1) 9. X型(6:1) 10.	食事提供体制 1. なし 2. あり 延感支援体制 1. なし 2. あり 送迎体制 1. なし 3. I 4. II 送迎体制(重度) 1. なし 2. あり 就労移行支援体制 1. なし 2. あり 就労移行支援体制(就労定着者数) 就労定着者数() 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり キャリアパス区分(※3) 1. III(キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4) 1. I 2. II 主たる事業所サービス種類(※7) サービス種類コード() 指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当 共生型サービス対象区分 1. 非該当 2. 該当 サービス管理責任者配置等(※8) 1. なし 2. あり 地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当 施設区分 1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化) 定員超過 1. なし 2. あり 職員欠如 1. なし 2. あり 大規模減算 1. なし 2. あり 常勤看護職員等配置 1. なし 2. あり 重度障害者支援加算(強度行動障害) 1. なし 2. あり 単独型加算 1. なし 2. あり 医療連携体制加算(V) 1. なし 2. あり 求養士配置 1. なし 2. その他求養士 3. 常勤求養士 4. 常勤管理求養士 食事提供体制 1. なし 2. あり 送迎体制 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり キャリアパス区分(※3) 1. III(キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(Ⅰ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4) 1. I 2. II 主たる事業所サービス種類(※7) サービス種類コード() 主たる事業所施設区分(※9) 1. 介護サービス包括型 2. 外館サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
短期入所						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
					指定管理者制度適用区分 共生型サービス対象区分 福祉専門職員配置等 (※8) 地域生活支援拠点等 送迎体制 地域生活移行個別支援 精神障害者地域移行体制 強度行動障害者地域移行体制 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. 非該当 2. 該当 1. 非該当 2. 該当 1. なし 2. I 3. II 1. 非該当 2. 該当 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
重度障害者等包括支援					キャリアアパス区分 (※3) 地域生活支援拠点等 定員超過 職員欠如 栄養士配置減算対象 夜勤職員配置体制 重度障害者支援I体制 重度障害者支援I体制 (重度) 重度障害者支援II体制 視覚・聴覚等支援体制 夜間看護体制 地域生活移行個別支援 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. Ⅲ (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅴ (キャリアアパス要件 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ (キャリアアパス要件 を満たさない) 4. Ⅳ (職場環境等要件 を満たさない) 5. Ⅱ (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
施設入所支援	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上			キャリアアパス区分 (※3) 指定管理者制度適用区分 地域生活支援拠点等 施設区分 訪問訓練 視覚障害機能訓練専門職員配置 定員超過 職員欠如	1. Ⅲ (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. Ⅴ (キャリアアパス要件 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. Ⅳ (キャリアアパス要件 を満たさない) 4. Ⅳ (職場環境等要件 を満たさない) 5. Ⅱ (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		サービスマネジメント責任者次知	1. なし 2. あり
					標準期間超過	1. なし 2. あり
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり
					短期滞在	1. なし 2. 夜勤体制 3. 夜勤体制
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 夜勤体制 3. 夜勤体制
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり
					食事提供体制	1. なし 2. あり
					看護職員配置	1. なし 2. あり
送迎体制	1. なし 3. I 4. II					
夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III					
社会生活支援	1. なし 2. あり					
就労移行支援体制	1. なし 2. あり					
就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ()					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり					
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II					
主たる事業所サービスクラス (※7)	サービスクラスコード ()					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当					
共生型サービスクラス区分	1. 非該当 2. 該当					
サービスマネジメント責任者配置等 (※8)	1. なし 2. あり					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					
施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
					<p>就労定着率区分 (※10)</p> <p>1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし (経過措置対象)</p> <p>定員超過</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>職員欠如</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>サービスマン管理責任者欠如</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>標準期間超過</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>福祉専門職員配置等</p> <p>1. なし 3. II 4. III 5. I</p> <p>就労支援関係研修修了</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>視覚・聴覚等支援体制</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>就労移行支援体制 (6月以上12月未満)</p> <p>1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上</p> <p>就労移行支援体制 (12月以上24月未満)</p> <p>1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上</p> <p>就労移行支援体制 (24月以上36月未満)</p> <p>1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上</p> <p>精神障害者退院支援施設</p> <p>1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制</p> <p>食事提供体制</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>移行準備支援体制 (I)</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>送迎体制</p> <p>1. なし 3. I 4. II</p> <p>社会生活支援</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算対象</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象</p> <p>1. なし 2. あり</p> <p>キャリアアパス区分 (※3)</p> <p>1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)</p> <p>1. I 2. II</p> <p>主たる事業所サービスマン種類1 (※7)</p> <p>サービスマン種類コード ()</p> <p>1. 非該当 2. 該当</p> <p>指定管理者制度適用区分</p> <p>1. 非該当 2. 該当</p> <p>地域生活支援拠点等</p>	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
訓練等給付 就労継続支援A型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		平均労働時間区分 (※10) 1. 1日の平均労働時間が7時間以上 2. 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3. 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4. 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 5. 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 6. 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 7. 1日の平均労働時間が2時間未満 8. なし (経過措置対象) 定員超過 1. なし 2. あり 職員欠如 1. なし 2. あり サービス管理責任者欠如 1. なし 2. あり 福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I 視覚・聴覚等支援体制 1. なし 2. あり 重度者支援体制 1. なし 2. I 3. II 就労移行支援体制 1. なし 2. あり 就労移行支援体制 (就労定着者数) 就労定着者数 () 賃金向上達成指導員配置 1. なし 2. あり 送迎体制 1. なし 3. I 4. II 食事提供体制 1. なし 2. あり 社会生活支援 1. なし 2. あり 就労継続A型利用者負担減免 1. なし 2. 減額 (円) 3. 免除 福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり キャリアパス区分 (※3) 1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 福祉・介護職員等特定処遇改善区分 (※4) 1. I 2. II 主たる事業所サービス種類1 (※7) サービス種類コード () 1. 非該当 2. 該当 指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当 地域生活支援拠点等 平均工賃月額区分 (※10) 1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 4. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 5. 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 6. 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 7. 平均工賃月額が5千円未満 8. なし (経過措置対象) 定員超過 1. なし 2. あり 職員欠如 1. なし 2. あり サービス管理責任者欠如 1. なし 2. あり 福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I 視覚・聴覚等支援体制 1. なし 2. あり	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II
					就労移行支援体制 (就労定着者数)	1. なし 2. あり
就労定着支援					就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ()
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II
					食事提供体制	1. なし 2. あり
					社会生活支援	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり
					キャリアアパス区分 (※3)	1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. IV (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. V (キャリアアパス要件を満たさない) 4. VI (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II
自立生活援助			1. 30:1未満 2. 30:1以上		主たる事業所サービス種類 1 (※7)	サービス種類コード ()
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当
					就労定着支援利用者数	1. 利用者が20人以下 2. 利用者が21人以上40人以下 3. 利用者が41人以上
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割以上 2. 就労定着率が8割以上9割未満 3. 就労定着率が7割以上8割未満 4. 就労定着率が5割以上7割未満 5. 就労定着率が3割以上5割未満 6. 就労定着率が1割以上3割未満 7. 就労定着率が1割未満
					職員欠如	1. なし 2. あり
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり
					就労定着実績	1. なし 2. あり
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり					
標準期間超過	1. なし 2. あり					
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					
施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型					
大規模住居 (※11)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)					
職員欠如	1. なし 2. あり					
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり					
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I					
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり					
看護職員配置体制	1. なし 2. あり					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
共同生活援助				1. Ⅲ型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1) 11. 日中支援Ⅰ型(3:1) 12. 日中支援Ⅱ型(4:1) 13. 日中支援Ⅲ型(5:1)	夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置(※12)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算 (V)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※3)					1. Ⅲ (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件 及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)					1. I 2. II		
指定管理者制度適用区分					1. 非該当 2. 該当		
地域生活支援拠点等					1. 非該当 2. 該当		
施設区分					1. I 2. II		
地域生活支援拠点等					1. 非該当 2. 該当		
地域生活支援拠点等					1. 非該当 2. 該当		
相談支援特定事業所					1. なし 2. III 3. I 4. II 5. IV		
行動障害支援体制					1. なし 2. あり		
要医療児者支援体制					1. なし 2. あり		
精神障害者支援体制					1. なし 2. あり		
地域生活支援拠点等					1. 非該当 2. 該当		

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
 ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
 生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
 施設入所支援…夜勤職員配置体制加算
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)…就労移行支援体制加算
 就労継続支援A型…重度者支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
 就労継続支援B型…重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。
 生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)…各サービス種類の単位毎の利用定員。
 就労継続支援A型、就労継続支援B型…各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
--------	-----	------	--------------------	----------------	------------	-------

- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たしているもののみならず特例措置の対象を設定する。
- ※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※7 「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象または福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32.施設入所支援」を設定する。短期入所については、指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む）において行った場合は「33.共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34.宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22.生活介護」を設定する。
- ※8 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※9 「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象または福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1.介護サービス包括型」、「2.外部サービス利用型」を設定する。
- ※10 就労移行支援及び就労移行支援（養成）について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し（経過措置対象）」を設定する。就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し（経過措置対象）」を設定する。就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し（経過措置対象）」を設定する。
- ※11 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※12 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	通用開始日
各サービス共通					地域区分 11. 一級地 12. 二級地 13. 三級地 14. 四級地 15. 五級地 16. 六級地 17. 七級地 23. その他 未就学児等支援区分 1. なし 2. あり 児童指導員等配置 1. なし 2. あり 定員超過 1. なし 2. あり 職員欠如 1. なし 2. あり 児童発達支援管理責任者欠如 1. なし 2. あり 開所時間減算 1. なし 2. あり 開所時間減算区分(※3) 1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満 自己評価結果等未公表減算 1. なし 2. あり 児童指導員等加配体制(I) 1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 児童指導員等加配体制(II) 1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等 4. その他従業者 看護職員加配体制 1. なし 2. I 3. II 4. III 看護職員加配体制(重度) 1. なし 2. I 3. II 福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I 栄養士配置体制(※4) 1. なし 2. その他従業者 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士 特別支援体制 1. なし 2. あり 強度行動障害加算体制 1. なし 2. あり 送迎体制 1. なし 2. あり 送迎体制(重度) 1. なし 2. あり 延長支援体制 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
児童発達支援	1. 児童発達支援センター以外 2. 児童発達支援センター以外			1. 重症心身障害以外 2. 重症心身障害	キャリアパス区分(※5) 1. III (キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. II (キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. II (キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※6) 1. I 2. II 指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当 共生型サービス対象区分 1. 非該当 2. 該当 共生型サービス体制強化(※7) 1. 非該当 2. I 3. II 4. III 地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当 定員超過 1. なし 2. あり 開所時間減算 1. なし 2. あり 開所時間減算区分(※3) 1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満 福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I 特別支援体制 1. なし 2. あり	

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	通用開始日
医療型 児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定発達支援医療機関		<p>送迎体制（重度） 1. なし 2. あり</p> <p>保育職員加配 1. なし 3. I 4. II</p> <p>延長支援体制 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>キャリアパス区分（※5） 1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. IV（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. V（キャリアパス要件を満たさない） 4. VI（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）</p>	
放課後等デイサービス				1. 重症心身障害児 2. 重症心身障害児以外	<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6） 1. I 2. II</p> <p>指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当</p> <p>地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当</p> <p>障害児状態等区分 1. 非該当 2. 区分1の1 3. 区分1の2 4. 区分2の1 5. 区分2の2</p> <p>児童指導員等配置 1. なし 2. あり</p> <p>定員超過 1. なし 2. あり</p> <p>開所時間減算 1. なし 2. あり</p> <p>開所時間減算区分（※3） 1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満</p> <p>職員欠如 1. なし 2. あり</p> <p>児童発達支援管理責任者欠如 1. なし 2. あり</p> <p>自己評価結果等未公表減算 1. なし 2. あり</p> <p>児童指導員等加配体制（I） 1. なし 2. 専門職員（理学療法士等） 3. 児童指導員等 4. その他従業者</p> <p>児童指導員等加配体制（II） 1. なし 2. 専門職員（理学療法士等） 3. 児童指導員等 4. その他従業者</p> <p>看護職員加配体制 1. なし 2. I 3. II 4. III</p> <p>看護職員加配体制（重度） 1. なし 2. I 3. II</p> <p>福祉専門職員配置等 1. なし 3. II 4. III 5. I</p> <p>特別支援体制 1. なし 2. あり</p> <p>強度行動障害加算体制 1. なし 2. あり</p> <p>送迎体制（重度） 1. なし 2. あり</p> <p>延長支援体制 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり</p> <p>キャリアパス区分（※5） 1. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. IV（キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない） 3. V（キャリアパス要件を満たさない） 4. VI（職場環境等要件を満たさない） 5. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 6. I（キャリアパス要件（I及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）</p>	
					<p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※6） 1. I 2. II</p>	

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
保育所等訪問支援					指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス対象区分 1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス体制強化(※7) 1. 非該当 2. I 3. II 4. III	
					地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当	
					訪問支援員特別体制 1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※5) III (キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 1. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. IV (職場環境等要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
居宅訪問型 児童発達支援					指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当	
					訪問支援員特別体制 1. なし 2. あり	
					児童発達支援管理責任者欠如 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※5) III (キャリアパス要件(Ⅰ又はⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 1. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. IV (職場環境等要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件(Ⅰ及びⅡ及びⅢ)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					指定管理者制度適用区分 1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等 1. 非該当 2. 該当	
				重度知的障害児収容棟設置(※8) 1. なし 2. あり		
				肢体不自由児施設重度病棟設置(※8) 1. なし 2. あり		
				定員超過 1. なし 2. あり		
				職業指導員体制 1. なし 2. あり		
				重度障害児支援(強度行動障害) 1. なし 2. あり		
				強度行動加算算体制 1. なし 2. あり		
				心理担当職員配置体制(※9) 1. なし 2. I 3. II		
				看護職員配置体制 1. なし 2. I 3. II		
				児童指導員等加配体制 1. なし 2. 専門職員(理学療法士等) 3. 児童指導員等		
				自活訓練体制(Ⅰ) 1. なし 2. あり		
				自活訓練体制(Ⅱ) 1. なし 2. あり		

1. 知的障害児
。自閉症児
1. 当該施設が単独施設

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
福祉型障害児入所施設	1. なし 2. あり	(※2)	2. 当該施設に併設する施設が主たる施設 3. 当該施設が主たる施設	3. 児童 4. 知的障害 5. 肢体不自由児	福祉専門職員配置等 栄養士配置体制 (※4) 小規模グループケア体制 福祉・介護職員処遇改善加算対象 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 キャリアアパス区分 (※5) 1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
医療型障害児入所施設			1. 医療型障害児入所施設 2. 指定発達支援医療機関		福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※6) 指定管理者制度適用区分 地域生活支援拠点等 重度知的障害児収容棟設置 (※8) 肢体不自由児施設重度病棟設置 (※8) 定員超過 重度障害児支援 心理担当職員配置体制 (※9) 自活訓練体制 (I) 自活訓練体制 (II) 福祉専門職員配置等 保育職員加配 小規模グループケア体制 福祉・介護職員処遇改善特別加算対象 福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象 キャリアアパス区分 (※5) 1. III (キャリアアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
相談支援					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※6) 指定管理者制度適用区分 地域生活支援拠点等 相談支援特定事業所 行動障害支援体制 要介護見守り支援体制 精神障害者支援体制	

障害児入所給付費

相談支援

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無 (※1)	定員規模 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
					1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	

※1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

※2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

※3 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※4 栄養士配置加算（Ⅰ）については「3：常勤栄養士または4：常勤管理栄養士」を選択する。
 栄養士配置加算（Ⅱ）については「2：その他栄養士」を選択する。
 栄養マネジメント加算については「4：常勤管理栄養士」を選択する。

※5 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※6 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※8 「重度知的障害児収容棟」及び「肢体不自由児施設重度病棟」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

※9 「心理担当職員配置体制」欄の「3. Ⅱ」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。